

議案第20号

平成25年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定について
次の者を平成25年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者に決定する。

2013年（平成25年）10月3日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

1 氏名等

別紙のとおり

2 表彰式

（1）日時 2013年（平成25年）11月3日（日）午後2時

（2）場所 藤沢市民会館小ホール

提案理由

この議案を提出したのは、本市の教育行政に貢献された者に対し、藤沢市教育文化貢献者感謝会要綱の規定に基づき、被表彰者を決定する必要による。

平成25年度藤沢市教育文化貢献者感謝会について

1 日時 2013年（平成25年）11月3日（日）午後2時

2 場所 藤沢市民会館 小ホール

3 定例会議案 別紙のとおり

4 感謝状贈呈者の選出 89人、1団体 総計90件

（1）社会教育関係表彰の部

本市社会教育の振興に貢献された団体もしくは個人で、社会教育委員会議で推薦された団体もしくは個人

候補者（名簿は別紙のとおり）

社会教育関係 35（個人 34、団体 1）

（2）社会体育関係表彰の部

本市社会体育の振興に貢献された団体もしくは個人で、藤沢市スポーツ推進審議会で推薦された団体もしくは個人

候補者（名簿は別紙のとおり）

社会体育関係 11（個人 11、団体 0）

（3）青少年関係表彰の部

本市青少年健全育成の振興に貢献された団体もしくは個人で、藤沢市青少年問題協議会で推薦された団体もしくは個人

候補者（名簿は別紙のとおり）

青少年関係 21（個人 21、団体 0）

（4）学校教育功労表彰の部

本市の学校教育の振興に貢献された団体又は個人

学校教育功労

0（個人 0、団体 0）

（5）学校医表彰の部

8月31日を基準日として、本市立小・中・特別支援学校に在職する学校医・学校歯科医のうち勤続年数が10年及び20年以上になる者

候補者（名簿は別紙のとおり）

学校医 11（20年 3、10年 8）

(6) 学校薬剤師表彰の部

8月31日を基準日として、本市立小・中・特別支援学校に在職する学校薬剤師のうち勤続年数が10年及び20年以上になる者

候補者（名簿は別紙のとおり）

学校薬剤師

5（20年 2、10年 3）

(7) 幼稚園関係職員表彰の部

8月31日を基準日として、藤沢市内の私立幼稚園に在職する教職員（園長を除く）で、勤続年数が通算して10年以上になる者

候補者（名簿は別紙のとおり）

幼稚園関係職員

7（10年以上）

藤沢市教育文化貢献者感謝会要綱

1998年	4月 15日	一部改正
2002年	7月 23日	一部改正
2006年	7月 1日	一部改正
2008年	8月 1日	一部改正
2010年	4月 1日	全部改正
2010年	7月 1日	一部改正
2011年	9月 6日	一部改正
2012年	4月 1日	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり学校教育及び社会教育等この市の教育行政に貢献された方々に対し、その功労を讃えるとともに感謝の意を表し、本市の教育文化の発展にさらなるご協力を賜ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 藤沢市教育文化貢献者感謝会(以下「感謝会」という。)での表彰は、社会教育関係表彰、社会体育関係表彰、青少年関係表彰、学校教育功労表彰、学校医表彰、学校薬剤師表彰及び幼稚園関係職員表彰とする。

- 2 各表彰において、当該者及び当該団体の同一活動分野(別表1)での表彰は重複しない。ただし、寄贈の事績による表彰はこの限りではない。
- 3 感謝会の受賞当該年又はそれ以前において、同一活動分野(別表1)での藤沢市表彰条例による表彰受賞者及び受賞団体は、各表彰の対象としない。

(感謝会の時期)

第3条 感謝会の時期は、毎年11月3日(文化の日)とする。

(社会教育関係表彰)

第4条 社会教育関係表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、藤沢市社会教育委員会議が選考したものとする。

- (1)この市の社会教育関係団体等としての登録を有し、この市の生涯学習の推進に多大な功績をあげた団体及びその構成員
- (2)この市の社会教育、文化振興及び文化財保護において、他の模範となる貢献があった団体及び個人
- (3)この市の社会教育の推進に関し、20万円以上50万円未満(現物を含む。)の寄贈団体及び個人

(社会体育関係表彰)

第5条 社会体育関係表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、藤沢市スポーツ推進審議会が選考したものとする。

- (1)この市の社会体育の振興に多大なる功績があった団体及び個人
- (2)この市の社会体育の振興に関し、20万円以上50万円未満(現物を含む。)の寄贈団体及び個人

(青少年関係表彰)

第6条 青少年関係表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、藤沢市青少年問題協議会が選考したものとする。

- (1)この市の青少年の健全育成に多大な功績があった団体及び個人
- (2)この市の青少年の健全育成に関し、20万円以上50万円未満(現物を含む。)の寄贈団体及び個人

(学校教育功労表彰)

第7条 学校教育功労表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、校長会が選考したものとする。

- (1)この市の児童・生徒支援において、他の模範となる貢献があった団体及び個人
- (2)この市の学校教育において、多年にわたり貢献があった団体及び個人
- (3)この市の学校教育の向上に関し、20万円以上50万円未満(現物を含む。)の寄贈団体及び個人

(学校医表彰)

第8条 学校医表彰の対象者は、市立小、中、特別支援学校に在職する学校医で、次の勤続年数を満たしている者とする。

- (1)10年以上
- (2)20年以上

(学校薬剤師表彰)

第9条 学校薬剤師表彰の対象者は、市立小、中、特別支援学校に在職する学校薬剤師で、次の勤続年数を満たしている者とする。

- (1)10年以上
- (2)20年以上

(幼稚園関係職員表彰)

第10条 幼稚園関係職員表彰の対象者は、市内の私立幼稚園に在職する通算して10年以上勤続する教職員で、当該幼稚園から表彰候補者の推薦がある者とする。ただし、園長職は対象外とする。

(被表彰者の決定)

第11条 前7条の対象者に該当があるときは、当該のものについて、第13条第1項の規定により設置された藤沢市教育文化貢献者感謝会表彰審査会にあらかじめ諮り、その推举を受けるものとする。

- 2 前項の規定により藤沢市教育文化貢献者感謝会表彰審査会の推举を受けたときは、当該推举を受けたものを前7条の表彰を受けるものとして決定する。

(表彰の方法)

第12条 前条第2項の規定により、表彰を受けるものとして決定されたものに対して、その様式を別に定める感謝状及び記念品を贈呈する。

- 2 前項の規定により感謝状及び記念品を贈呈する場合において、当該感謝状等の贈呈を受ける者が死亡しているときは、次の各号のいずれかに該当するその者の遺族

に当該感謝状等を贈呈する。この場合において、当該感謝状等の贈呈を受けることができる遺族の順位は、当該各号の順序とする。

(1)配偶者(婚姻の届出をしてはいないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(藤沢市教育文化貢献者感謝会表彰審査会)

第13条 感謝会の表彰に関する事項を審査するため、藤沢市教育文化貢献者感謝会表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織は、教育長が別に定める。

(欠格条項)

第14条 第11条第2項の規定により表彰を受けるものとして決定されたものが、次の各号のいずれかに該当したときは、そのものに対する表彰は行わない。

(1)自己の責めに帰すべき行為により著しく被表彰者としての名誉を失墜させることとなると認められるとき。

(2)前号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと認められるとき。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 1
(第2条第2項, 第3項関係)

同一活動分野

※社会教育関係の活動分野

- ・社会教育活動の振興
 - ・公民館活動の充実
 - ・図書館活動の充実
 - ・芸術・文化の振興
 - ・文化財保護の推進
 - ・法定協議会等の委員
- 社会教育関係表彰の区分で表彰する。

※社会体育関係の活動分野

- ・地区社会体育の振興
 - ・各種目協会の振興
 - ・スポーツ少年団活動の推進
 - ・レクリエーション活動の推進
 - ・市民スポーツの振興
 - ・法定協議会等の委員
- 社会体育関係表彰の区分で表彰する。

※青少年関係の活動分野

- ・青少年の健全育成の推進
 - ・法定協議会等の委員
- 青少年関係表彰の区分で表彰する。

※学校教育に関する活動分野

- ・児童生徒の課外活動支援
 - ・児童生徒の安全確保
 - ・学校施設整備充実の支援
 - ・学校運営の充実支援
- 学校教育功労表彰の区分で表彰する。